

清流の国ぎふ戦略広報委託業務仕様書

第1 委託業務名

清流の国ぎふ戦略広報委託業務

第2 委託業務期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

第3 事業の目的

「清流の国ぎふ」づくりに資する、岐阜県の魅力（観光・食・モノ（県産品））、県独自の取組みや重点政策を、大都市圏を中心に全国に向けて発信することにより、本県のイメージアップ・認知度向上を図り、誘客・県産品販売等を促進することを目的とする。

第4 業務内容

1 以下の業務を行うものとする。

(1) オピニオンリーダーを起用した情報発信

- ・オピニオンリーダーを起用した情報発信を2件以上行うこと。
- ・露出内容に関係し、YouTube や SNS で強い発信力をもつオピニオンリーダーを県と協議したうえで起用すること。
- ・情報発信について、少なくとも1件は、オピニオンリーダーを活用した動画によるものとし、YouTube 等の発信力の高い動画共有サービスにて配信すること。また、少なくとも別の1件については、オピニオンリーダー自身の SNS アカウント等の SNS での配信と雑誌の特集記事の2本立てとすること。なお、起用するオピニオンリーダーは同一人であってもよい。
- ・雑誌媒体の選定にあたっては以下に留意すること。
 - ア 当委託業務において過去2年以内に掲載のない媒体とすること
 - イ 媒体の選定にあたっては、媒体の持つ影響力や読者層、発行部数、を勘案すること。

【参考】

(過去2年以内の掲載雑誌等実績)

一個人／TURNS／婦人画報／歴史人／Discover Japan／Happy-Note／旅と鉄道／旅行読売／男の隠れ家／GENIC

- ・露出に際しては、観光・食・モノのほか、世界に誇る遺産、サステナブル・ツーリズム、DX、戦国武将観光、人づくり、スポーツコミッション、移住定住などの県独自の取組みや重点政策をPRすること。

(2) PR資料及びニュースリリース資料等によるプロモーション活動

- ・主にパブリシティの手法により、大都市圏を中心に全国に向けてPR資料及びニュースリリース資料等を利用したプロモーション活動を行い、

オンラインメディア、動画共有サービス、雑誌・新聞・テレビ等への露出を計100件以上行うこと。

※露出時期については、事前に県と協議した上で、契約期間後の露出も認める。

- ・メディアに対するプロモーション活動は、対面や電話・メール等の方法により実施すること。
- ・プロモーション活動の対象は、各社（メディア）の特性やターゲットへの訴求力、メディア露出の可能性等を勘案したうえで実施すること。
- ・PR資料及びニュースリリース資料は、あわせて6種類以上の資料を作成すること。
- ・PR資料は、県独自の取組みや重点政策、大都市圏に刺さる岐阜県の魅力・強み等を整理した資料とすること。
- ・ニュースリリース資料は、県のリリース資料を大都市圏メディア向けに構成した資料とすること。

(3) WEB 広告の配信

WEB 広告の発信を2件以上行うこと。発信するテーマ及び発信先については、県と協議の上決定する。

(4) 現地取材、記事掲載に向けた企画・調整

現地取材に必要な交通・宿泊等全行程の手配、取材先との調整（アテンド含む）等を行うこと。

(5) 現地取材に必要な経費（交通費・宿泊費等）の支払い

(6) 記事掲載等にかかる経費の支払い

(7) 県への実施報告

県に対し、定期的（月1回程度）に実施状況を報告すること。また、プロモーション活動についての助言・提案を適宜行うこと。なお、業務の実施報告については、次の事項を含む資料を作成したうえで報告すること。

- ア メディアに対するプロモーション活動履歴
- イ 上記アの内容（メディアの反応、意見、結果等）
- ウ その他活動内容が分かる資料

(8) その他、業務の実施に伴い必要となる業務

第5 業務実施体制

- 1 本業務委託を指揮する業務実施責任者を配置すること。
- 2 業務担当者を3名以上配置すること。
- 3 受託者は、委託契約締結後速やかに、業務実施責任者の氏名等を県に報告すること。

第6 業務実施状況の報告

受託者は、事業期間が 1/2 経過した翌月の末日までに、それまでの本業務の実施状況（途中経過及び実施内容等）について、報告書を提出すること。

第7 業務完了後の提出書類

受託者は本業務完了後、速やかに委託業務完了届を提出するとともに、令和5年3月31日までに以下の内容を含む実績報告書を提出すること。

- ・業務の実施期間及び内容
- ・プロモーション活動を行ったメディアの活動相手先リスト
- ・プロモーション活動の内容及び実績が分かる資料（内容・相手方の反応・結果等）
- ・メディア掲載の実績
- ・プロモーション活動業務を通じた費用対効果（メディア露出による効果測定結果等）
- ・作成した最終版のPR資料及びニュースリリース資料（紙及びデータ）

第8 納品場所及び担当部局

県広報課

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1 県庁3階

TEL：058-272-1116 FAX：058-278-2506

E-mail：c11103@pref.gifu.lg.jp

第9 支払条件等

- 1 委託業務完了後、本業務に係る経費を支払うものとする。
- 2 受託者は、本委託業務の遂行上必要がある場合、概算払いを請求することができるものとし、請求方法等の詳細は、県と協議のうえ決定するものとする。

第10 留意事項等

- 1 業務履行に際して必要な取材費、記事掲載費、旅費、食費、宿泊費、施設入場料等は全て契約金額に含むものとする。
- 2 業務の遂行にあたっては県と調整のうえ実施すること。また、メディアの選定についても、県と十分協議したうえで決定すること。
- 3 現地取材・掲載にかかる経費については、メディアからの要請があったもので内容が適当と認められる場合に、事前に県と協議したうえで、取材にかかる旅費、宿泊費、掲載にかかる費用等の一部または全部を負担すること。
- 4 実施内容の協議等のため、県から要請があった場合は、県等が主催する会議に出席すること。
- 5 資料等作成に際して著作物の許諾及びポジフィルム等の借用等が必要な

場合は、受託者がその手続きを行うものとし、当該許諾、借用等により発生する費用は、契約金額に含むものとする。

第1 1 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

受託者は労働基準法、労働関係調整法、その他関係法令を遵守すること。

2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

3 個人情報の取扱い

受託者が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、「岐阜県個人情報保護条例」（平成10年岐阜県条例第21号）、「知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則」（平成11年岐阜県規則第8号）及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

4 守秘義務

受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

第1 2 危険の負担

委託業務実施中又は委託業務実施に起因すると判断される事故が発生した場合、その責任はすべて受託者の責任とする。

第1 3 業務の継続が困難となった場合の措置について

受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の取り消しができる。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータを延滞なく提供することとする。

第14 不当介入における通報義務等

1 妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

2 不当介入による履行期間の延長

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長を請求することができる。

3 入札参加資格停止に係る契約解除

受託者が契約後に県から「県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則契約を解除する。

第15 その他

1 本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

2 契約締結後、速やかに業務実施に係る計画書（実施内容、スケジュール等を記載）を提出し、県の承認を得ること。